

(案)

盛岡市道の駅基本設計業務委託に係る基本協定書

発注者と受注者とは、盛岡市道の駅基本設計業務委託に係る業務委託契約について、下記のとおり基本協定を締結する。

記

- 1 委託の名称 盛岡市道の駅基本設計業務委託
 - (1) 盛岡市道の駅基本設計（土木設計）業務委託
 - (2) 盛岡市道の駅基本設計（建築設計）業務委託

- 2 委託の場所 盛岡市渋民字渋民地内

- 3 予定履行期間 協定締結の翌日から令和3年3月19日まで

- 4 概算契約金額
 - (1) 契約名称 盛岡市道の駅基本設計（土木設計）業務委託
業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
 - (2) 契約名称 盛岡市道の駅基本設計（建築設計）業務委託
業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)

- 5 添付書類
 - (1) 盛岡市道の駅基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領
 - (2) 盛岡市道の駅基本設計業務委託 仕様書
 - (3) 盛岡市道の駅基本設計業務委託 建築設計委託要領書
 - (4) 技術提案書

6 協定条項

(契約の締結)

第1条 発注者及び受注者は、本協定の締結後、土木設計業務及び建築設計業務の委託契約をそ

れぞれ締結するものとする。

(契約内容の決定方法等)

第2条 発注者及び受注者は、前条の契約を締結しようとするときは、当該契約に先立ち、契約に係る工期、金額その他の内容について協議するものとする。

2 契約金額は、盛岡市道の駅基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領に示す上限提案価格以下とし、土木設計業務及び建築設計業務のそれぞれについて、随意契約の見積徴取により決定するものとする。

(契約の不締結)

第3条 発注者は、受注者の経営状態が健全でないと認められるときに限り、契約を締結しないことができる。

2 受注者は、次に掲げる場合に限り、契約を締結しないことができる。

(1) 発注者の承諾を得たとき。

(2) 天災その他避けることができない事象のため契約を締結することができないとき。

(発注者の解除権)

第4条 発注者は、前条第1項に該当する場合には、この協定を解除することができる。

2 発注者は、前条第1項の規定に基づきこの協定を解除したときは、発注者に生じた実際の損害額について、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

(書面主義)

第5条 この協定書に定める申出、通知及び契約の締結は、書面により行う。

(業務の履行)

第6条 受注者は、自らが提出した技術提案書の提案内容について、誠実にこれを履行する。

2 受注者は、発注者と十分に連携して業務を行う。

(協定書の有効期間)

第7条 この協定は、すべての業務委託の検査及び当該成果物の引渡しの完了をもって、その効力を失う。

(補則)

第8条 この協定書に定めない事項、この協定書に関して疑義が生じた事項等は、必要に応じ、発注者と受注者が協議して定める。

本協定締結の証として、この協定書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明 印

受注者 代表者（土木）

印

構成員（土木）

印

構成員（建築）

印